



平成26年6月3日

精華町教育委員会
教育長 太田 信之 様

精華町教育委員会所管施設
指定管理者評価委員会
委員長 中 比呂志



精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における
評価結果について

本委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、指定管理者による該当施設の管理運営状況等について、審査及び評価を行った結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 指定管理者の名称
特定非営利活動法人精華町体育協会
- 2 公の施設の名称
精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設
①精華町立体育館・コミュニティーセンター
②打越台グラウンド・テニスコート
③池谷公園多目的コート ④木津川河川敷多目的広場
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日の5年間
- 4 評価対象期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日の1年間
- 5 評価方法
指定管理者より提出された平成25年度事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、指定管理者に対するヒアリング等により審査し、評価を実施した。
平成25年度は、指定期間の1年目にあたり、単年度間の実績のみであったが、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施できたものとする。

なお、本委員会は、指定管理業務運営実績の審査及び評価を行うもので、指定管理者である法人の評価を行うものではない。

6 評価結果

当該施設の管理運営業務に係る初年度の運営実績について、総合的には適正に行われているものと評価できる。

ただし、今後の運営をさらに充実させるため、検討されたい意見を以下に記す。

【評価できる点】

- 具体的な事業計画に基づき、施設開放時間の延長、各種教室の実施等、自主事業の実施を積極的に進め、収入を増加させることができた。
- 利用に支障をきたさないよう、修繕を着実に実施することができた。
- むくのきセンターでは、施設の設置目的を踏まえ、文化を含む事業展開を進めることができた。
- 保守点検等専門的見地を要する委託を執行する一方、新規事業を含むソフト事業では、安易な委託に依存せず、委託費を抑制することができた。
- 電気代の値上げは、支出の大幅な増加要因として懸案事項であったが、他の経費節減に努め、指定管理業務全体の収支バランスを保つことができた。

【検討されたい意見】

- 指定管理者は、利用者ニーズを把握する取り組みを進めるとともに、さらにきめ細やかなサービスの向上を図り、新規利用者や継続利用者の確保に努められたい。
- 指定管理者は、法人の利点を活かし、地域の特性を踏まえた事業推進に一層取り組まれたい。
- 教育委員会と指定管理者は、木津川河川敷多目的広場の有効活用に向け、検討及び協議を進められたい。
- 教育委員会と指定管理者は、連絡調整会議を定例化するなど、さらに連携を深め、今後の管理運営業務を進められたい。
- 教育委員会は、本件対象施設の設置者として、経年劣化による施設状況を認識し、指定管理業務に支障をきたさないよう、改善に向けた取り組みを計画的に進められたい。